

基本的な考え

子育て世代等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、**乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子**を便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設けることが必要です。



1.授乳室・おむつ交換場所に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)	建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	☒
<p>授乳室・おむつ交換場所</p> <p>「5 廊下等」</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p>	同左	
<p>カ 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	<p>20-1</p> <p>20-2</p> <p>20-3</p>
<p>キ おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	<p>20-1</p> <p>20-2</p> <p>20-4</p>
<p>「1 移動等円滑化経路」</p> <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>	同左	
<p>オ 5の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路</p>	同左	
<p>カ 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路</p>	同左	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (1・5の項)、規則別表第5 (1・5の項)

「参照」《対象用途と対象規模 「授乳室及びおむつ交換場所」 「乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子」》

()内は、建築物移動等円滑化基準の対象規模

対象用途	対象規模	
	5 廊下等(2)力、キ ・授乳室 ・おむつ交換場所	9 便所(3) ・乳幼児用椅子 ・乳幼児用おむつ交換台
1.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／4.病院／5.診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
7.助産所	全ての施設 (—)	全ての施設 (—)
13.集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／14.集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
6.診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／8.薬局／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／20.飲食店	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	300㎡以上 (2,000㎡以上)
11.博物館、美術館又は図書館／16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場／23.遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号に規定する営業を行う施設を除く）／25.公衆浴場／26.体育館・水泳場（一般の用に供されるものに限る。）、ポーリング場／27.ホテル又は旅館／29.展示場	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
3.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000㎡以上 (5,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)
2.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）／9.学校（幼稚園に限る。）／12.博物館類似施設その他これに類する施設類する施設／26.その他の運動施設／28.ホテル又は旅館以外の宿泊施設	1,000㎡以上 (—)	1,000㎡以上 (—)
17.公衆便所	— (—)	全ての施設 (—)
33.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	— (—)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	— (5,000㎡以上)	— (2,000㎡以上)

図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

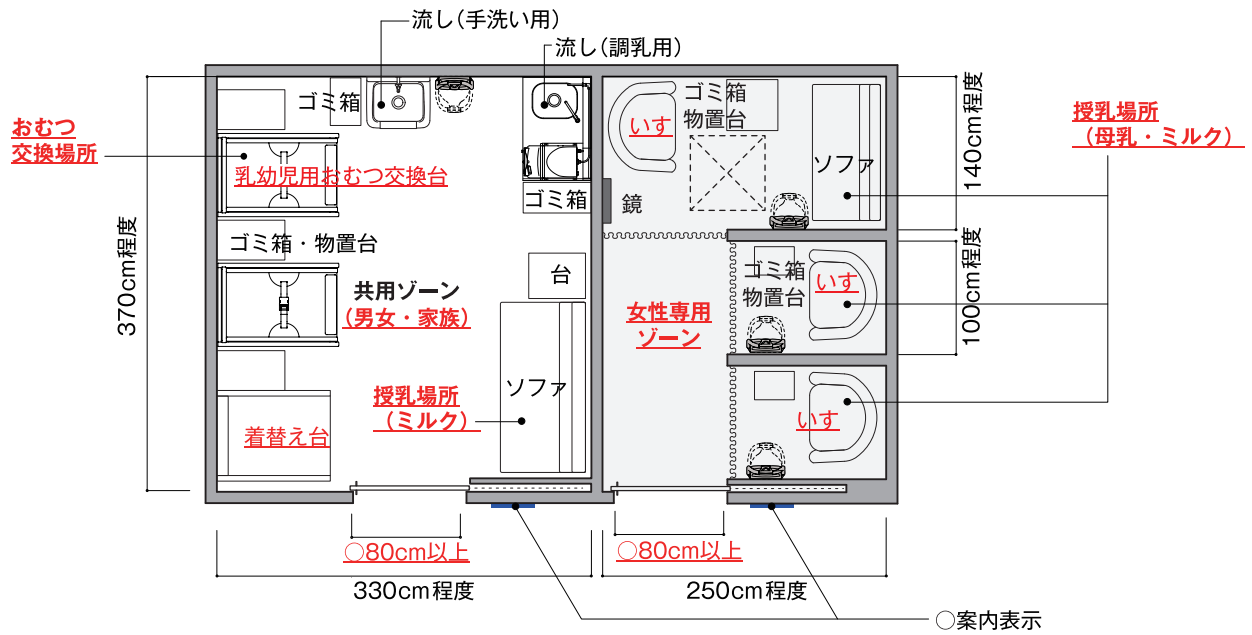
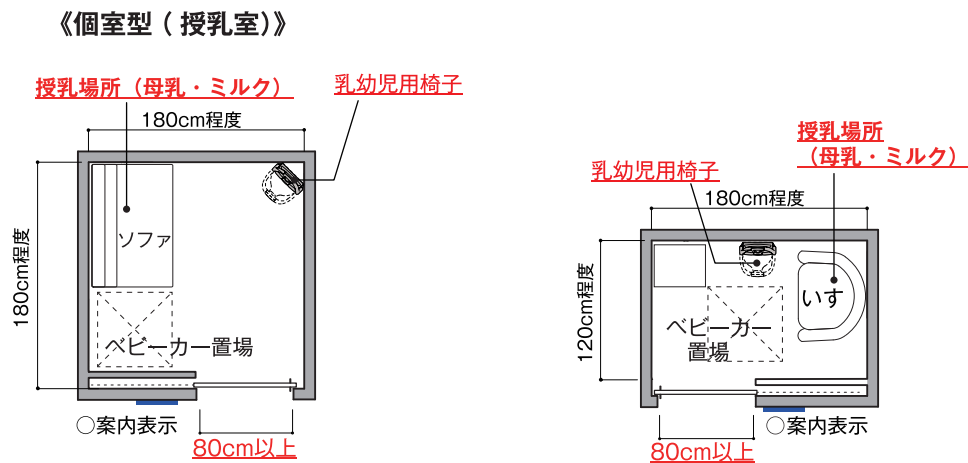


図20-3 授乳室の整備例(個室型)



参考 (意見公募対象外)

2. 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)	建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	図
<p>乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子</p> <p>「9 便所」</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	20-4 20-5
<p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房</p>	同左	
<p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</p>	同左	
<p>「13 標識」</p> <p>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。</p>	同左	20-4 20-5
<p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p>	同左	
<p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p>	同左	
<p>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</p>	同左	<u>20-4</u> <u>20-5</u>

(参考：関連条文) 規則別表第1の2(9・12の項)、規則別表第5(9・13の項)

